

液石法の適用を受ける事業用LPガス発電設備の 電事法における取扱について （電気主任技術者の保安の監督範囲の見直し）

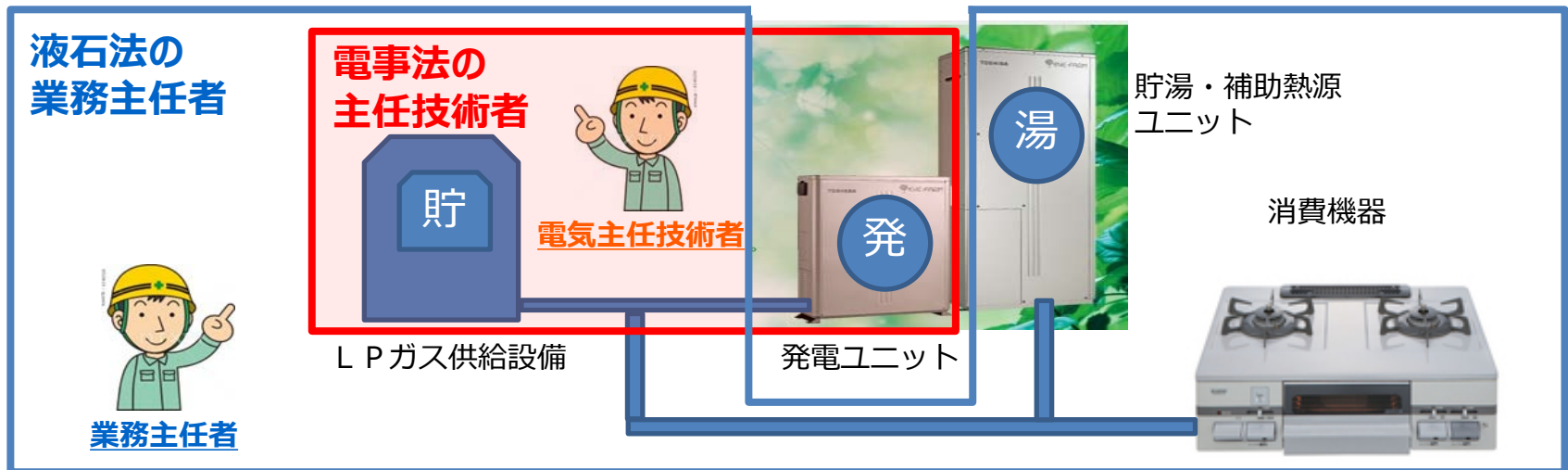
平成28年12月19日

経済産業省 商務流通保安グループ
電力安全課

1. 事業用LPガス発電設備への安全規制の適用について

- LPガスを消費する一般消費者等に設置されたLPガス供給設備等は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（以下、「液石法」という。）の適用を受けるとともに、**事業用LPガス発電設備を構成する一部の設備**は、電気事業法（以下、「電事法」という。）の適用を受ける。
- このため、**同設備等の安全管理**は、液石法に基づく「液化石油ガス業務主任者」（以下、「業務主任者」という。）と、電事法に基づく「**電気主任技術者**」によって行われる。

規制法の適用	LPガス供給設備	発電設備	給湯・消費設備
電事法(電気主任技術者)	○	○	—
液石法(業務主任者)	○	—	○



2. 重複規制の排除について

- 今般、この重複規制の解消に関する要望※が寄せられたところ、**「業務主任者」が管理していれば、安全は担保される**と考えられることから「電気主任技術者」が監督すべき範囲から、LPガス供給設備等を外すこととしたい。

※平成28年12月6日に日本LPガス団体協議会から「LPガス用コジェネ設備の管理方法に関する要望書」。

- 「電気主任技術者」の監督範囲から外しても安全が担保できると考える根拠。
 - ・ 液石法が適用されているLPガス供給設備等は、これまで十分な保安管理がなされている。
 - ・ 液石法は、消費者保護の観点から、LPガスの販売・取扱・消費に係る保安規制をしている。
 - ・ 将来、発電設備が取り外された場合には、LPガス供給設備等の保安管理は液石法の適用のみ。

<今後のスケジュール>

- | | |
|----------|---------------|
| 平成28年12月 | 電力安全小委で審議 |
| | 改正案のパブリックコメント |
| 平成29年 4月 | 省令改正 公布・施行 |

(参考) 事業用LPガス発電設備への有資格者の監督範囲の改正案

有資格者の監督範囲	LPガス供給設備	発電設備	給湯・消費設備
電事法(電気主任技術者)	○ ⇒ -	○	-
液石法(業務主任者)	○	-	○

現行



改正案



赤枠は電事法の主任技術者が監督
青枠は液石法の業務主任者が監督

(参考) 保安物件との離隔距離について

- LPガス用コジェネ設備に関しては、燃料設備に求められる離隔距離が4法（電事法、ガス事業法、液石法、高圧法）で不統一となっており、その整合化も要望されているところであるが、この点については、今後の課題として、「産業保安のスマート化」における4法整合化の中で検討が必要。

① 住居等との離隔

設備	電事法	ガス事業法	液石法	高圧法 (消費設備の基準)	
バルク貯槽 1ton未満	11.31m 以上	11.31m 以上	1m以上	規定なし	
1ton以上 3ton未満			7m以上		
3ton以上 10ton未満			11.31m 以上		
LPガス用貯槽 1ton未満	11.31m 以上	11.31m 以上	11.31m 以上	規定なし	
1ton以上 3ton未満					11.31m 以上
3ton以上 10ton未満					
LPガス容器 1ton未満	11.31m 以上	11.31m 以上	規定なし	規定なし	
1ton以上 3ton未満			11.31m 以上		
3ton以上 10ton未満			11.31m 以上		

② 火気等との離隔

設備	電事法	ガス事業法	液石法	高圧法 (消費設備の基準)
バルク貯槽 1ton未満	火気取扱 設備まで 8m 以上	火気を取り 扱う設備に 対して 8m 以上	火気まで 2m以上	火気まで 5m 以上
1ton以上 3ton未満			火気取扱設備 まで 5m 以上	
3ton以上 10ton未満			火気取扱設備 まで 8m以上	
LPガス用貯槽 1ton未満	火気取扱 設備まで 8m 以上	火気を取り 扱う設備に 対して 8m 以上	火気取扱設備 まで 5m 以上	火気まで 5m以上
1ton以上 3ton未満			火気取扱設備 まで 8m 以上	
3ton以上 10ton未満				
LPガス容器 1ton未満	火気取扱 設備まで 8m 以上	火気を取り 扱う設備に 対して 8m 以上	火気まで 2m以上	火気まで 5m 以上
1ton以上 3ton未満			火気取扱設備 まで 5m 以上	
3ton以上 10ton未満			火気取扱設備 まで 8m 以上	

